

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(目的) 第1条 この条例は、住民自治の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の信託に応えられる議会運営の実現を図るとともに、地方自治の本旨に基づき公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	－	○徳 清 会 ・目的を述べている条文であり、特に問題ない ○新政みらい ・目的を述べている条文であり、特に問題ない。 ○笠 栄 会 ・目的を述べている条文であり、特に問題ない ○讃 志 会 ・目的を述べている条文であり、特に問題ない。 ○立 真 会 ・問題なし ○日本共産党 条文上は特に問題はない ○改 革 21 ・目的を定めたもので、改正の必要なし ○公 明 党 ・目的を述べている条文であり、特に問題ない	A	A	B	A	A	B	A	B
(基本理念) 第2条 議会は、市政における意思決定機関として、市民の意思を的確に市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、住民自治の確立及び自立した地方政府の実現を目指す。	－	○徳 清 会 ・基本理念を述べている条文であり、特に問題ない ○新政みらい ・基本的な理念を述べている条文であり、特に問題ない。 ○笠 栄 会 ・基本的な理念を述べている条文であり、特に問題ない ○讃 志 会 ・基本的な理念を述べている条文であり、特に問題ない。 ○立 真 会 ・問題なし ○日本共産党 ・理念部分であり特に問題はない。 ○改 革 21 ・理念を定めたもので、改正の必要なし ○公 明 党 ・基本的な理念を述べている条文であり、特に問題ない	A	A	B	A	A	B	A	B
(基本方針) 第3条 議会は、前条に定める基本理念に基づき、地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化を推進する。	－	○徳 清 会 ・基本方針を述べている条文であり、特に問題ない ○新政みらい ・基本的な方針を述べている条文であり、特に問題ない。 ○笠 栄 会 ・基本的な方針を述べている条文であり、特に問題ない ○讃 志 会 ・基本的な方針を述べている条文であり、特に問題ない。 ○立 真 会 ・問題なし ○日本共産党 ・条文に問題はないと思うが、「活性化」された状態とはどういう状態化は共通認識がないように思うが…。 ○改 革 21 ・基本方針を定めたもので、改正の必要なし ○公 明 党 ・基本的な理念を述べている条文であり、特に問題ない	A	A	B	A	A	C	A	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(最高規範性) 第4条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等は、この条例と整合を図るものとする。	－	○徳 清 会 ・最高規範性を述べている条文であり、特に問題ない 2. 新政みらい ・最高規範性を述べている条文であり、特に問題ない。 ○笠 栄 会 ・最高規範性を述べている条文であり、特に問題ない ○讃 志 会 ・最高規範性を述べている条文であり、特に問題ない。 ○立 真 会 ・問題なし ○日本共産党 ・問題なし ○改 革 21 ・他の条例、規則の整合性について、再点検の必要あり。特に、法との整合性に再点検の必要あり ○公 明 党 ・最高規範性を述べている条文であり、特に問題ない	A	A	B	A	A	A	A	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(議会の活動原則) 第5条 議会は、市民を代表する議決機関であることを自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政の運営を監視及び評価するものとする。 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動に市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決及び運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。 4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、笠岡市議会会議規則(昭和33年笠岡市議会規則第1号)、笠岡市議会委員会条例(昭和33年笠岡市条例第10号)等について絶えず見直しを行うものとする。	①・②・⑤第21条、第23条と同様。 ④の第12条と同様に検討(タブレット会議システムを運用、その他について予算制約により再検討要) ⑦第22条と同様	○徳 清 会 ・議会の活動原則を述べている条文であり、条文には特に問題なし ・実際の活動においては、とくに市民の多様な意見の把握、議会内の自由な討議ができていない ・政策立案においても議会ですべて立案ができない ・立案能力も研究して高める必要がある ○新政みらい ・議会の活動原則について述べている条文から問題ない。 ・なお、具体的取組項目等については、後の条文で触れている。 ○笠 栄 会 ・議会の活動原則について述べている条文から問題なし。 ・なお、具体的取組項目等については、後の条文で触れている ○讃 志 会 ・議会の活動原則を述べている条文であり、条文には特に問題なし。 ・土・日曜議会を行っているが傍聴人が少ない。 ○立 真 会 ・問題なし ○日本共産党 ・自由討議等の要綱は定めたが、実際の運用は十分行われていない。どのように実践をしていくのかが、今後の課題と思う。 ○改 革 21 ・2項 議会として市民の多様な意見を把握する手段として明確に定められているのが、議会報告会のみである。委員会等で市民との意見交換の場を設定してはどうか。また、議会において、相談窓口等も考えられる。 議員間討議については、第21条で述べる。 ・3項 情報公開、説明責任の有効な手段として、委員会の放送をすることに決めたが、放送設備、放送方法が決定せず持ち越しとなった。次年度中には、具体化すべき。 ○公 明 党 ・議会の活動原則について述べている条文から問題なし ・必要な政策の自らの立案にむけてより活発な動きをすべきと考えます。	C	A	B	C	A	C	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(議員の活動原則) 第6条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重し、かつ、保障しなければならない。 2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、議案の審議又は審査を行うほか、政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。 3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。 4 議員は、自ら議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。	①第21条と同様	○徳 清 会 ・議員の活動原則を述べている条文であり、条文には特に問題なし ・議員相互の自由な討議、政策立案、政策提言の努力が必要である ○新政みらい ・議員の活動原則について述べている条文から問題ない。 ・なお、具体的取組項目等については、後の条文で触れている。 ○笠 栄 会 ・議員の活動原則について述べている条文から問題なし なお、具体的取組項目等については、後の条文で触れている ○讃 志 会 ・議員の活動原則を述べている条文であり、条文には特に問題なし。 ・議会報告会又は地元後援会などで意見交換を行っている。 ○立 真 会 ・問題なし ○日本共産党 ・条文上は問題ないが、暴力事件等もあり大いに反省すべき点もあった。市民から見たときに説明責任が果たされたかどうか、検証が必要。 ○改 革 21 ・1項 言論の保証について、発言時間が決められた一般質問以外は、十分な発言保障をしなくてはならない。進行については、議長、委員長の議事整理権の範疇である。 ・2項 委員会での政策提言までは出来たが、政策立案までには至っていない。 ○公 明 党 ・議会としての取り組みは乏しかった	C	A	B	C	A	C	B	D

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(議決の責任) 第7条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について市民に説明する責任を有する。	－	○徳 清 会 ・議決責任の認識は議会内ではある ・市民に説明するのは議会だよりがおもな手段である ・結果だけでなくその理由、反対意見についても議会だより に理由を含めた記述があるとよい ○新政みらい ・議決の責任について述べている条文から問題ない。 ・議決責任の認識と市民への説明責任の意味で、具体的取 組みとして、笠岡市議会ICT化推進基本計画を策定した。し かし、5.ICT化事業実施計画-(1),(2)で示されている「放送 対象の見直し」、「放送手法の検証・見直し」、「動画登録の 過去分の見直し」、「議会情報の速やかな掲載」、「録画動 画の安定的配信」、「SNS活用による情報発信」等が事業 実施されるに至っていない。 ○笠 栄 会 ・議決結果について記述を工夫するなど内容の充実を図っ ている。今後も議会だよりの更なる内容の充実や構成につ いて研究・改善を図っていく。 ○讃 志 会 ・議会だよりで掲載しているが充分でない。 ○立 真 会 ・現段階では形式的に行っているが、更に工夫の必要がい る。 ○日本共産党 ・議員個人は、自らの判断については答えるであろうが、重 要な議案については、議会として、なぜそのような結果に なったかは、議会だより等で特徴的な意見も含めて乗せる ようにすべきではないか。 ○改 革 21 ・委員会放送が出来るようになれば、ある程度達成される。 ○公 明 党 ・議決責任は今までにない認識にたって議論できたように思 う。結果、市民に対する説明責任に関しては不足。	C	C	B	C	C	C	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(会派) 第8条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行おうとするときは、必要に応じて合意形成に努めるものとする。	－	○徳 清 会 ・条文として問題はない ・合意形成に努めているが会派により、その度合いが違う ・会派のなかで議員個人の信念や思いをどこまで通すか調整するか、会派のあり方が問われる ・会派内で政策立案まで高めることが求められる ○新政みらい ・政策における合意形成に係る議論が十分でない。したがって、2項の改正が求められる。(案)会派は、政策において合意形成に努め、政策立案、政策決定、政策提言等に取り組むものとする。 ○笠 栄 会 ・会派の結成と合意形成に係る条文であり、特に問題ない。 ○讃 志 会 ・合意形成に努めているが全てとは行かないものもある。 ○立 真 会 ・問題なし ○日本共産党 ・2項との関係。議会としての意思決定、あるいは合意形成は、あくまでも本会議であり、会派代表者会議等は、あくまでも連絡調整の範囲にとどめるべき。 ○改 革 21 ・会派としての、政策提言・立案を議会として受ける仕組みづくりが必要。 ○公 明 党 ・会派が合意形成の場となっているように思えないケースが多々見受けられた。	C	C	B	C	A	C	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(全員協議会) 第9条 議会は、市政及び議会に係る諸事項について自由に協議するため、全員協議会を設置する。	－	○徳 清 会 ・必要な項目、課題について、適宜、全員協議会を開催している ・今後は報告だけでなく、議論し意見をまとめていくことがあってよい ○新政みらい ・全員協議会について述べている条文から問題ない。 ・具体的取組みとして、『議会改革・議会活性化計画に伴う取組み体系図-4.政策提言と政策立案の強化』における運用主体、『政策討論会の実施と立法機能の充実強化運用イメージ図』、『市民との意見交換会での意見、提言、要望等の分類イメージ「政策課題・討論課題の抽出」』等を策定した。しかし、記載されているように、全員協議会が有効に活用されるに至っていない。 ○笠 栄 会 ・平成25年の見直し意見を元に議会報告会について全員協議会を実施したが、意見統一としての活用が不十分であった。今後活用について検討、研究を要する。 ○讃 志 会 ・必要な項目、課題について、適宜、全員協議会を開催している。 ○立 真 会 ・種々の課題についてもっと議員の間で議論の必要あり ○日本共産党 ・全員協議会が執行部からの説明と報告の場になっている。内容や議題についての検討が必要。 ○改 革 21 ・重要案件について、執行部の報告のための目的は達成されているが、それについての議員間の自由討議を組み入れるべき。 ○公 明 党 ・全員協議会で協議する内容のすみわけを明確にすべき	C	C	B	B	C	C	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜党派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(議長及び副議長) 第10条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。 2 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとともに、議長を補佐する。 3 議長及び副議長の選出に当たっては、選出されようとする者に所信を表明する機会を保障することにより、市民に対して透明性を確保しなければならない。 4 議長及び副議長の選出方法については、別に定める。	—	○徳 清 会 ・所信表明の機会が与えられ、市民にもわかりやすくなっている ・任期がそれぞれ2年になったことも評価できる ○新政みらい ・議長・副議長について述べている条文から問題なし。 ○笠 栄 会 ・議会基本条例による所信表明による立候補制を実施し、透明性の確保を図っている。今後議長、副議長の任期期間並びに、平成25年の見直し意見以降の立候補者名の取扱いについて議論していく必要がある。 ○讃 志 会 ・所信表明の機会が与えられ、市民にもわかりやすくなっているが、任期がそれぞれ2年になったことも評価出来る。 ○立 真 会 ・市民に対して説明が出来ないというのであれば水面下においてあらかじめ数の力をもって決定しているようなことこそ開かれた議会と言いながら矛盾している。 6. 日本共産党 ・特に問題ないが、評価しにくい部分もある。 ○改 革 21 ・出来ている ○公 明 党 ・問題なし	B	B	B	B	C	C	A	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(市民参加の促進) 第11条 議会は、市民の要望を的確に把握し、市政に反映させるものとする。 2 議会は、市民が市政に参画できる機会を確保するよう努めなければならない。 3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条及び第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の活性化を図らなければならない。 4 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。 5 議会は、市民が傍聴しやすい日時に本会議を開くなど、市民が議会活動に参画できる機会の確保に努めるものとする。	④笠岡市議会ICT化推進基本計画書の作成を行った。 また、休日議会の継続開催を行っている。	○徳 清 会 ・条文には問題ない ・市民がさらに参加できるように公聴会制度、参考人制度の実施を進めたい ・休日議会の制度はよいが夜間の議会開催についても市民からの要望があれば検討すること ・陳情は議員に紹介するだけであるが、該当の委員会で取り上げたり意見交換ができればさらにより ○新政みらい ・市民参加の促進について述べている条文については問題ない。具体的取組みとして、『議会改革・議会活性化計画に伴う取組み体系図-3.開かれた議会運営の実現、4.政策提言と政策立案の強化』、『政策討論会の実施と立法機能の充実強化運用イメージ図』、『市民との意見交換会での意見、提言、要望等の分類イメージ「政策課題・討論課題の抽出」』等を策定した。しかし、記載されているような取組み、サイクルを機能するまでに至っていない。ICT化実施計画に記載しているように、ICTなど情報メディア等による積極的公開や、インターネットによる議会アンケートが計画通りに進められていない。 ○笠 栄 会 ・条文については特に問題ない。 ・ただし、参画できる機会の方法、休日議会のあり方再検討、傍聴者増加のための方策等について今後も取り組む必要がある。 ・休日議会の今後のあり方検討 ・ICTなど情報メディア等による積極的公開検討 ・各常任委員会等の積極的公開と傍聴促進の検討 ・市民アンケート等市民参加による意見聴衆促進 ○讃 志 会 ・条文には問題ない。市民アンケート等での意見聴衆が必要。 ○立 真 会 ・過去の経緯からすると市民の傍聴しやすい日とはいつか、本当にそのことを実施するのであれば現状の日曜議会だけでは不十分と言える。 ＜例＞夜間議会など様々な形での検討も必要と思うと同時に市民の意識も考えることがいる。やればいいというものでもない。 ・前回から全く検討がなされていない。 ○日本共産党 ・土日議会を行っているが、傍聴者が多いということでもない。議員の側からの呼びかけも少ないからか？ ○改 革 21 ・休日議会は、市民がゆっくり傍聴できる良い機会である。もっと積極的にアピールしていかなくてはならない。 ・決算審査・予算審査という市民にとって重要な事を審議しているのを、自由に傍聴できるようにしているのだから、これももっとアピールして、多くの人に傍聴してもらうようにしくははいけない。 ・一部の議会では、本会議、委員会において、区切りの良いところで休憩を取り、一人当たりの時間制限(3分)を設けて、意見を述べてもらっている。笠岡でも採用すべきでは。 ○公 明 党 ・現市政ではより市民に近い議論や審議が必要となるケースが増えている。一層の市民が参画しやすい制度の見直しも含めて検討を重ねてもよいと考える。	C	C	B	C	C	B	C	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(情報公開の推進) 第12条 議会は、議会に関する情報の公開を推進しなければならない。 2 議会は、保有する情報を議会広報紙、ホームページ、ケーブルテレビジョン等を利用し、積極的に公開するものとする。 3 議会は、定例会のほか、すべての委員会及び全員協議会を原則公開とする。 4 議案に対する議決の賛否は、議決責任の観点から、原則として公表する。	④第11条と同様(ライヴ中継については、予算の制約による再検討要)	○徳 清 会 ・条文については問題ない ・かなりできていると思うが、さらに議会としてのフェースブックでの発信など、情報公開の促進の検討が必要である ○新政みらい ・情報公開の推進について述べている条文については問題ない。具体的取組みとして、『笠岡市議会ICT化推進基本計画』を策定した。しかし、5.ICT化事業実施計画-(1),(2)で示されている「放送対象の見直し」、「放送手法の検証・見直し」、「動画登録の過去分の見直し」、「議会情報の速やかな掲載」、「録画動画の安定的配信」、「SNS活用による情報発信」が計画通り事業実施されるに至っていない。 ○笠 栄 会 ・条文については特に問題ない。ただし、今後以下について取り組む必要がある。 ・各常任委員会の放送を含めた公開検討 ・政務活動費のHPへの公開(収支報告書, 領収書) ・政務活動費の開示請求なしでの情報公開, 閲覧 ○讃 志 会 ・条文については問題ない。 ・広報誌、ケーブルテレビジョンなどで公開している。 ○立 真 会 ・前回の評価から検討, 前進していない。 ○日本共産党 ・議案の実質的な審議は常任委員会で行われるので, 常任委員会の放送が必要。 ○改 革 21 ・情報公開は, 個人情報・入札前情報の一部以外は, 基本的に公開できている。しかし, 委員会中心で行われる中で, これが放送されていないため, 議会がどのように審議し決定しているのかが分からないため, 市民の議会への信頼が得られていない。これは, 実現すべきである。 ○公 明 党 ・以前よりは取り組みが進んだ。	B	C	B	B	C	C	C	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(議会報告会) 第13条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を定期的に行うものとする。 2 議会報告会に関することは、別に定める。	H24年から継続実施中	○徳 清 会 ・ワークショップ形式を取り入れたことはよい ・テーマについては簡単でよいから複数用意し、地区や市民が求めるものですすめてもいいのではないかと ・事前の開催周知ができていない 2か月前から告知が必要である ○新政みらい ・議会報告会について述べている条文については問題ない。具体的取組みとして、『市民との意見交換会での意見、提言、要望等の分類イメージ「政策課題・討論課題の抽出」』並びに『政策討論会の実施と立法機能の充実強化運用イメージ図』を策定した。しかし、機能するまでに至っていない。機能するための開催手法、対象者、意見交換内容等について今後の検討課題である。 ○笠 栄 会 ・要領については見直し改正した。ただし、今後以下について取り組む必要がある。 ・開催時期、期間、開催団体、テーマ等の再検討 ・政策提言、政策立案へ向けた検討及び仕組みづくりの研究 ○讃 志 会 ・ワークショップ形式で若い人が増えた。 ・市民からの課題で行えば良いと思う。 ○立 真 会 ・市民の意見を中心に見直すべき ○日本共産党 ・参加人数の点で大いに改善すべき。テーマ設定についても検討が必要。議会から何かを報告するというよりも、市民の意見を聞く場、にすべきではないか。今年のワークショップはよかったと思うが、逆に他の意見は聞かないのか…、という意見もあり、さらに検討が必要だろう。 時間帯についても検討が必要。やはり子育て中の女性は参加しにくい時間帯ではないか。 ○改 革 21 ・今期は報告会開催場所を、4分の1に減らし、他に希望があれば出張するとしていたが、希望は無かった。議会としての市民との意見交換の場があまりない中で、次期は前のように24地区で開催すべきである。また、PTAや消防団等の別団体とも行っていくのも手法の1つと考えられる。 ○公 明 党 ・内容の検証は必要だが、実施継続できた。	C	B	B	C	C	C	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(議会と市長等との関係の基本原則等) 第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。 2 議会は、会期中閉会中にかかわらず、市長等に対して文書質問を行うことができる。この場合において、市長等から文書により回答を求めるものとする。 3 議会は、議員が行う市長等への要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に対して求めるものとする。	－	○徳 清 会 ・条文としては問題ない ・条文通りに今後とも緊張ある関係が構築されることを望む ○新政みらい ・議会と市長等との関係の基本原則等を述べている条文については問題ない。なお、具体的取組項目等については、他の条文で触れている。 ○笠 栄 会 ・議会と市長等との関係の基本原則となる理念を述べている条文であり、特に問題ない ○讃 志 会 ・議会と市長等の関係の基本原則となる理念を述べている条文であり、特に問題ない。 ○立 真 会 ・条文については問題なし ○日本共産党 ・特に問題はない ○改 革 21 ・今期はよくできたと考えられる。 ○公 明 党 ・議会と市長等との関係の基本原則となる理念を述べている条文であり、特に問題ない	B	A	B	B	A	B	A	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜党派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(一問一答による質疑応答及び反問権) 第15条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答の方式で行うものとする。 2 市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議会の会議及び委員会において、議員の質問等に対し反問することができる。	③笠岡市議会反問権実施要綱の制定を行った。	○徳 清 会 ・反問権については市長、執行部の理解が得られるように合意形成を図るべき ・一問一答はよいが答弁が長く、論点がわかりにくくなっているのをより簡潔に答えてもらい、市民に理解される議会運営にすべきだ ○新政みらい ・一問一答による質疑応答及び反問権について述べている条文については問題ない。具体的取組みとして、反問権実施要綱を策定した。しかし、活用が少ないことは、質問の質の向上の意味において好ましくない。同じく質問の質の向上、論点や争点を明確にするためには反論権が有効であり、検討課題である。 ○笠 栄 会 ・平成18年9月定例会から試行しその後運用している。今後は反問権について本市では活用が少ないことから、質問の向上を図るためにも必要に応じて執行部との合意形成を図っていく必要がある。現行一般質問は個人的要素が大きく回答が出れば、それで終わりとなる場合が多い。これを合議体(議会)の質問にするには回答に対して議会として意見集約をし、議会として意見書なりを執行部に提出することが必要と考えます。 ○讃 志 会 ・議論の成ってない事がある。 ・執行部の反問権が増えれば緊張感が増す。 ○立 真 会 ・要綱制定後、合意形成されているのか。 ○日本共産党 ・「反問」と「反論」の区別を明確にすべき ・議員は「質問通告」で、質問の趣旨を明確にするが、執行部からは当日まで「回答の趣旨」は明確にされない。かみ合った一問一答になるのか不安を覚える。 ○改 革 21 ・執行部には、反問権は反論権と違う点を理解してもらった上で、議論がかみ合うためにも不明な点は、どんどん利用してもらおうよう提言すべき。 ○公 明 党 ・特になし	C	C	C	C	B	C	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜党派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(政策等の監視及び評価) 第16条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)を含む議案が提出されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 重要な政策等を必要とする背景又は提案に至る経緯 (2) 他の政策案等との比較検討 (3) 笠岡市総合計画における根拠又は位置付け (4) 関係法令及び条例等 (5) 重要な政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる効果及び費用 2 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、予算又は決算の内容を明らかにするために必要な書類の作成を求めるものとする。	－	○徳 清 会 ・おおむねできているが、重要な議案についての提出の背景や経緯がはっきりしないことがあり、条文通りの説明を求めることが必要になる場合がある ○新政みらい ・政策等の監視及び評価について述べている条文については問題ない。なお、具体的取組項目等については、他の条文で触れている。 ○笠 栄 会 ・現在予算決算委員会の予算審査並びに決算審査において積算根拠を含めた資料の提出が行われている。 ○讃 志 会 ・議案提出の説明はされている。 ・積算根拠を含めた資料の提出が行われている。 ○立 真 会 ・予算決算委員会等全議員による議員間討議、議論の場が不足している。 ○日本共産党 ・必要な数値を含めて資料が出されているか疑問 ○改 革 21 ・執行部の重要な提案の説明時に、6項目を厳守するようにさせるべき。 ○公 明 党 ・十分なやり取りが双方に出来たとは思えない。	B	A	B	B	B	C	B	C
(議会が求める報告及び資料の要求) 第17条 議会は、市長等に対し、笠岡市総合計画を実現するための長期的で重要な計画の策定及び審議会等の開催状況の概要の報告を求めるものとする。 2 議会は、市長等に対し、必要に応じて審議会等の資料の提出を求めるものとする。	－	○徳 清 会 ・諮問機関からの答申やその経過、審議会の資料など、議会が必要とするものが提示されないことがある ・どこまで求めるかが問題だが、市政に影響を与える重要なテーマについてはあらかじめ要求しておきたい ○新政みらい ・議会が求める報告及び資料の要求について述べている条文について問題ない。但し、議会から要求がなくても、執行部は必要と考えられる情報は議会に速やかに提供しなければならぬので、ルールについては今後の検討課題である。 ○笠 栄 会 ・平成18年9月定例会から試行しその後運用している。今後は反問権について本市では活用が少ないことから、質問の向上を図るためにも必要に応じて執行部との合意形成を図っていく必要がある。 ○讃 志 会 ・資料提示について不定期で要望している点もあることから、今後も研究していく。 ○立 真 会 ・どのような部分で要求するのか、具体的に決める必要がある(H25年と同様) ○日本共産党 ・第16条と同様。 ○改 革 21 ・資料請求は、個人ではなく議会としてするものであるため、その手続きを決めるべき。 ○公 明 党 ・特になし	B	B	B	B	B	C	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(議決事件の追加) 第18条 地方自治法第96条第2項に規定する議決事件の追加については、別に条例で定める。	－	○徳 清 会 ・必要に応じて行う ○新政みらい ・議決事件の追加について述べている条文について問題ない。 ○笠 栄 会 ・現在のところ該当がないものであるが、今後も調査・研究を進めていく ○讃 志 会 ・必要に応じて行う。 ○立 真 会 ・他に必要なものはないか精査する必要がある(H25年と同様) ○日本共産党 ・既にしている ○改 革 21 ・行っている ○公 明 党 ・特になし	B	B	B	B	B	A	A	B
(政治倫理) 第19条 議員は、市民の信頼及び信託に応えるため、高い倫理観を持たなければならない。 2 議員は、市民の代表としての自覚と良識を持ち、議員としての品位を保持しなければならない。 3 議員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、一部の市民及び企業のための利益を目的とした働きかけを行ってはならない。 4 議員の政治倫理については、別に条例で定める。	－	○徳 清 会 ・必要な条文である ・市民からの指摘、要望があれば説明する責任がある ○新政みらい ・政治倫理について述べている条文について問題ない。 ○笠 栄 会 ・政治倫理についての基本を述べている条文であり、また、倫理条例で定めているものでもあるため、特に問題ない ○讃 志 会 ・政治倫理についての基本を述べている条文であり、また倫理条例で定めているものである為、特に問題ない。 ○立 真 会 ・個々の自覚が必要である。 ○日本共産党 ・暴力問題もあり、大いに反省すべき。問題が発生した場合には、迅速な対応が必要。 ○改 革 21 ・全ての議員は、理解しておく事。 ○公 明 党 ・倫理に対する注意を促す事案が発生し、残念。今後このようなことが起こらないよう議会全体の問題として取り組むべき。	B	B	B	B	B	C	B	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(政務活動費) 第20条 議員は、政務活動費を有効に活用し、調査研究又は政策提言の充実に努めなければならない。 2 政務活動費の交付を受けた会派は、その使途については、すべて公開し、結果については、説明責任を果たさなければならない。 3 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。	－	○徳 清 会 ・政務活動費の運用指針が整備され、それに基づいて活動している ・政務活動費を有効に活用し、調査研究、政策提言についてさらに充実させたい ○新政みらい ・政務活動費について述べている条文について問題ない。 ・政策提言の充実に取り組むという意味において、会派は議会基本条例第8条により、政策立案、政策決定、政策提言等に取り組むもとされていることから、情報公開を推進し透明性を確保するとともに、公開内容の充実をさらに図らなければならない。 ○笠 栄 会 ・政務活動費条文については改正済み。ただし、政務活動費のHP等の公開については議会基本条例第12条により進めていかななければならない。また、これにより笠岡市政務活動費運用指針に係る要綱、規則等の改正を行う ○讃 志 会 ・政務活動費の運用指針が整備され、それに基づいて活動している。 ・政務活動費を有効に活用し、調査研究、政策提言についてさらに充実させたい。 ○立 真 会 ・問題なし ○日本共産党 ・特になし ○改 革 21 ・決め事通りに行っている。 ・政務活動費については、事務局の努力もあり前進した。 ○公 明 党 ・特になし	B	C	B	B	B	B	A	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(自由討議) 第21条 議員は、議会が議員による討論の場であることを踏まえ、議員相互の討議を積極的に行い、議論を尽くさなければならない。 2 議員は、自由討議を活用し、議案の提出を積極的に行うものとする。	①笠岡市議会自由討議実施要綱の制定を行った。	○徳 清 会 ・自由に討議できる議会でありたい 委員会や全員協議会などの場で討議のための時間をとるなど、そのしくみをつくりたい ○新政みらい ・自由討議について述べている条文について問題ない。具体的取組みとして、『政策討論会の実施と立法機能の充実強化運用イメージ図』、『常任委員会における議案審査における議員間討議の進め方イメージ図』、『市民との意見交換会での意見、提言、要望等の分類イメージ「政策課題・討論課題の抽出」』、『委員会機能の強化【政策討議(議員間討議)の運用について】』等を策定した。運用する中で、自由討議の活用を図らなければならない。 ○笠 栄 会 ・現在も進んでいないものであり、引き続き検討していくもの。議員間の政策討論、政策提言、政策立案、議案提出等の基本となるものである。 ・本会議又は委員会での自由討議の検討推進 ○讃 志 会 ・反対意見を封じ込めるのではなく、自由に討議できる議会でありたい。 ・委員会や全員協議会などの場で討議のための時間をとるなど、その仕組みを作りたい。 ○立 真 会 ・更なる取り組みが必要である。 ○日本共産党 ・現実的に出来ていないため ○改 革 21 ・本会議での方法、委員会での方法は少し違うので、手法を明確にしなくてはならない。 ○公 明 党 ・特になし	C	C	B	C	C	C	C	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(委員会の活動) 第22条 委員会は、その専門性及び特性を生かして必要の都度開催し、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。 2 委員長は、委員会の秩序を保持するとともに、自由討議を中心とした運営に努め、円滑かつ適正な審査を行うことができるよう努めなければならない。 3 委員は、市民の意見等及び自らの調査に基づき、委員会の所管事務に関する提案を積極的に行うものとする。 4 委員は、委員会での審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	⑦委員会運営の機能強化「流れ図」による具体化」を示した。 令和元年には各常任委員会での政策提言等について実施している。	○徳 清 会 ・今後も議会報告会などの市民意見を参考に議論を深め、自由討議による所管委員会での提案を行っていく必要がある ・各委員会における行政視察(各テーマ)の設定をし、進めていて前進している ・専門の委員会で各種団体との意見交換を行い、議論を深め、政策提言ができるようにしたい ○新政みらい ・委員会の活動について述べている条文について問題ない。 ・具体的取組みとして、『政策討論会の実施と立法機能の充実強化運用イメージ図』、『常任委員会における議案審査における議員間討議の進め方イメージ図』、『市民との意見交換会での意見、提言、要望等の分類イメージ「政策課題・討論課題の抽出」』、『委員会機能の強化【政策討議(議員間討議)の運用について】』等を策定した。運用する中で活動の充実を図らなければならない。 ○笠 栄 会 ・今後も議会報告会などの市民意見を参考に議論を深め、自由討議による所管委員会での提案を行っていく必要がある。 ・予算審査に当たる各委員会の年度毎の政策目標(テーマ)の設定取り組み ・各委員会における行政視察(各テーマ)の設定取り組み ・決算審査の方法等、再検証と再検討の推進 ○讃 志 会 ・今後も議会報告会などの市民意見を参考に議論を深め、自由討議による所管委員会での提案を行っていく必要がある。 ・予算審査に当たる各委員会の年度毎の政策目標(テーマ)の設定取組。 ○立 真 会 ・この度の政策提言を基に検討していく ○日本共産党 ・委員会としての「提言」はよいと思うが、少数会派として、意見が対立する場合は、難しい。議会報告会等で出された市民の意見、また委員会独自の市民との討論会などで、提言等もまとめていくべきと思う。 ○改 革 21 ・委員会としての、政策提言まではこぎつけたが、政策立案までには至っていない。 ○公 明 党 ・特になし	C	C	B	C	B	C	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(政策討論会) 第23条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。 2 政策討論会に関することは、別に定める。	②⑤H23政策討論会に関する要領を参考に、政策サイクルの具体的イメージ図を作成した。 第22条と同様。	○徳 清 会 ・議員間の自由討議や共通認識・合意形成に努めることが前提 ・政策討論会やその進め方をまず議員がしっかり理解することから始めるべきだ ○新政みらい ・政策討論会について述べている条文について問題ない。具体的取組みとして、『政策討論会の実施と立法機能の充実強化運用イメージ図』、『常任委員会における議案審査における議員間討議の進め方イメージ図』、『市民との意見交換会での意見、提言、要望等の分類イメージ「政策課題・討論課題の抽出」』、『委員会機能の強化【政策討議(議員間討議)の運用について】』等を策定した。運用する中で、一度も実施されていない政策討論会を実施し活用されなければならない。 ○笠 栄 会 ・議会報告会等の実績を更に生かしたものとして、政策立案の手法、運用について今後も推進していかなければならない。 ・議員間討議、政策討議の検討推進 ・政策討論、政策立案に係る要綱等の策定 ○讃 志 会 ・政策討論会やその進め方をまず議員がしっかり理解することから始めるべきだ。 ○立 真 会 ・更に研修すべきである。 ○日本共産党 ・第23条と同じ趣旨で十分出来ていない ○改 革 21 ・細かい方法を決め、次年度からは行うべき。 ○公 明 党 ・公開非公開、公式非公式は別として討論会実施という取り組みを積極的に行ってもよかったと思う。	C	C	B	C	C	C	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(調査機能の強化) 第24条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。 2 議会は、市政の課題に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により、識見を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 3 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、識見を有する者等に専門的事項に係る調査・報告を行わせることができる。	－	○徳 清 会 ・現状では現実的ではないが、将来は政策立案のためにも議会としての有識者による調査諮問機関があった方がよい ○新政みらい ・調査機能の調査について述べている条文について問題ない。具体的取組みとして、『政策討論会の実施と立法機能の充実強化運用イメージ図』、『常任委員会における議案審査における議員間討議の進め方イメージ図』、『市民との意見交換会での意見、提言、要望等の分類イメージ「政策課題・討論課題の抽出」』、『委員会機能の強化【政策討議(議員間討議)の運用について】』等を策定した。運用する中で調査機能の強化を図らなければならない。 ○笠 栄 会 ・現在のところ該当要件としては出ていないが、今後活用を積極的に行うとともに、付属機関、調査機関の要件の議論を深めていく必要がある。 ○讃 志 会 ・現状では現実的ではないが、将来は政策立案のためにも議会としての有権者による調査諮問機関があった方がよい。 ○立 真 会 ・付属機関、調査機関としてどのようなものが考えられるかの議論が必要(H25年と同様) ○日本共産党 ・十分出来ていない ○改 革 21 ・付属機関の予算付け等の問題をクリアしなくてはならない。 ○公 明 党 ・現在のところ該当要件としては出ていないが、今後活用を積極的に行うとともに、付属機関、調査機関の要件の議論を深めていく必要がある。	C	C	B	C	C	C	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(議員定数) 第25条 議員定数は、議会が有する権能を十分発揮し、議会において活発な議論が行われるよう、定めなければならない。 2 議員定数の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。 3 議員定数については、別に条例で定める。	⑥議員定数、報酬の議員間の検討と検討結果報告書を作成し、提出した。 また、この結果を基に“特別職報酬等審議会”の意見を尊重し、再協議を行った後、条例の発議制定を行った。	○徳 清 会 ・来期から2名減の20名となるが、議会としての権能の発揮、多様な意見を反映する議会であるためには定数は少なければいいということにはならない ・一定数の議員の必要性を市民に理解してもらうべきだ ○新政みらい ・議員定数について述べている条文について問題ない。具体的取組みとして条例改正を行った。今後も、社会情勢等を考慮する中、必要に応じて検討しなければならない。 ○笠 栄 会 ・条文については特に問題なし。今後も議員定数の見直し、現状と課題による定数のあり方について研究を行っていく。 ○讃 志 会 ・議会の定数について、議会と市民との間で隔たりがある。市民への説明が必要。 ○立 真 会 ・問題なし ○日本共産党 ・定数が少ないほど、市民から議会が離れるのではないか。今後の人口減少が予想されるが、可能な限り現状を維持すべき。 ○改 革 21 ・今期条例変更。報酬変更に伴う財政負担を軽減するために、やむなく削減。 ○公 明 党 ・特別委員会を開催し、定数2減に踏み込んだ。一定の成果を生み、市民要望に応えられたと思っている。	B	B	B	B	B	C	A	B
(議員報酬) 第26条 議員報酬の額を定めるに当たっては、笠岡市特別職報酬等審議会条例(昭和39年笠岡市条例第39号)に規定する笠岡市特別職報酬等審議会の意見を尊重しなければならない。 2 議員報酬の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。 3 議員報酬については、別に条例で定める。	⑥第25条と同様に行った。	○徳 清 会 ・議員の仕事内容、若者・女性のなり手の確保などを考慮し、一定の額の確保は必要である ○新政みらい ・議員報酬について述べている条文について問題ない。具体的取組みとして条例改正を行った。今後も、社会情勢等を考慮する中、必要に応じて検討しなければならない。 ○笠 栄 会 ・条文については特に問題なし。 ・今後も報酬のあり方、現状と課題による議員報酬について研究を行っていく。 ○讃 志 会 ・条文については特に問題なし。 ・今後も報酬のあり方、現状と課題による議員報酬について研究を行っていく。 ○立 真 会 ・問題なし ○日本共産党 ・第26条と同様 ○改 革 21 ・今期条例変更。議員になった時、仕事を辞めて、議員活動を行える最低限の報酬を保障した。会社員、市職員と違い、社会保険、厚生年金制度がない点についても配慮し、多様な議員参加を促すようにした。 ○公 明 党 ・条文については特に問題なし。 ・今後も報酬のあり方、現状と課題による議員報酬について研究を行っていく。	B	B	B	B	B	C	A	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(議員研修の充実) 第27条 議会は、議員の政策形成能力を高めるため、議員の研修及び調査研究活動の充実を図るものとする。	－	○徳 清 会 ・年に1回以上は専門家を招いての研修、実地研修など、積極的に実施したい それとは別に会派、個人の研修にも努めたい ○新政みらい ・議員研修の充実について述べている条文について問題ない。具体的取組みとして、『政策討論会の実施と立法機能の充実強化運用イメージ図』、『常任委員会における議案審査における議員間討議の進め方イメージ図』、『市民との意見交換会での意見、提言、要望等の分類イメージ「政策課題・討論課題の抽出」』、『委員会機能の強化【政策討議(議員間討議)の運用について】』等を策定した。運用されることにより、よりタイムリーな研修が図られる。 ○笠 栄 会 ・平成26年から試行により、各常任委員会の視察報告を開始した。今後本運用とするか協議、検討を行う必要がある。また視察についても視察内容の研究を行っていく。 ○讃 志 会 ・平成26年から試行により、各常任委員会の視察報告を開始した。今後本運用とするか協議、検討を行う必要がある。また視察についても視察内容の研究を行っていく。 ○立 真 会 ・議員はオールマイティになれない、だからそれぞれの得意分野で議会内で発表するのが良い。また、視察について、視察先の説明だけでなく、現地の住民の反応入れるのも良い(H25年と同様) ○日本共産党 ・議員個人として取り組むこと、会派として行うこと、議会全体として行うこと、それぞれが相乗効果を発揮できるようにしたい。 ・視察の結果や研修の結果をどのように市民にフィードバックするか検討すべき。視察といっても「観光旅行」と思っている市民もいる。 ○改 革 21 ・調査研究を行った内容を、発表する制度が必要。(前は数回行っていたのだが) ○公 明 党 ・平成27年から試行により、各常任委員会の視察報告を開始した。今後本運用とするか協議、検討を行う必要がある。また視察についても視察内容の研究を行っていく。	B	B	B	B	C	C	C	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜党派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(議会事務局の体制整備) 第28条 議長は、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。	⑧議会事務局の強化として基本構想を検討し、答申の提出を行った。	○徳 清 会 ・とくに法務、地方自治法、議会運営について研究し議員に情報提供いただきたい ・議員をしっかりサポートできる事務局を期待する ○新政みらい ・議会事務局の体制整備について述べている条文について問題ない。具体的取組みとして、『議会事務局の強化＜基本構想＞』を策定した。しかし、具体的実施計画の策定がされていないことから、充実強化に向けて今後の課題である。 ○笠 栄 会 ・今後も充実強化に向けて取り組むものとする ○讃 志 会 ・今後も充実強化に向けて取り組むものとする ○立 真 会 ・人事に対して、もっと積極的に考えても良い。議長も議員に相談しても良い。(H25年と同様) ○日本共産党 ・予算の関係もあるだろうが、増員は必要 ○改 革 21 ・法務機能は、議員自身も研鑽すべきである。 ・議会事務局長の議会及び議員に対してアドバイスすることの権限強化(同等な立ち位置である)が必要。 ○公 明 党 ・今後も充実強化に向けて取り組むものとする	C	C	B	C	C	C	B	B
(議会図書室の充実) 第29条 議会は、議員の調査研究活動を支援するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。	—	○徳 清 会 ・党派や個人で必要な図書は購入するが、議会全体で活用できる図書については希望を聞いて購入願いたい ○新政みらい ・議会図書室の充実について述べている条文について問題ない。具体的取組みとして、『議会事務局の強化＜基本構想＞』を策定した。しかし、具体的実施計画の策定がされていないことから、充実に向けて今後の課題である。 ○笠 栄 会 ・現在図書購入について、希望があれば購入等を行っている。今後も適正化に向けて図書、資料等の充実を図っていく。 ○讃 志 会 ・現在図書購入について、希望があれば購入等を行っている。 ・今後も適正化に向けて図書、資料等の充実を図っていく。 ○立 真 会 ・議員の活用がされていない。 ○日本共産党 ・場所の充実という点がある。 ○改 革 21 ・場所が確保出来ていない。 ○公 明 党 ・現在図書購入について、希望があれば購入等を行っている。今後も適正化に向けて図書、資料等の充実を図っていく。	B	C	B	B	C	C	C	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(予算の確保) 第30条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。	－	○徳 清 会 ・現状と将来を考えると議会としての意識を高め、必要な予算の確保はしっかりとすること ○新政みらい ・予算の確保について述べている条文について問題ない。 ・笠岡市議会ICT化推進基本計画等、議会の計画に則り、予算確保の必要性、並びに優先順位を検討し、確保しなければならない。 ○笠 栄 会 ・今後も必要な経費や備品が発生した場合は予算の確保を行っていく。 ○讃 志 会 ・今後も必要な経費や備品が発生した場合は予算の確保を行っていく。 ○立 真 会 ・議会も費用弁償や人員削減で、財政面で十分貢献している。必要な経費や備品は業務を円滑に行う上で不可欠なので、その予算は確保すべき(H25年と同様) ○日本共産党 ・予算として十分かという点がある。 ○改 革 21 ・議員の意見も求めるべき。 ○公 明 党 ・タブレット導入など大きな成果を生んだ。	B	C	B	B	C	C	B	B
(議員の責務) 第31条 議員は、この条例、議会に関する他の条例、規則等を遵守して、市民の信託に応えなければならない。 2 議員は、その任期開始後速やかに、この条例、議会に関する他の条例、規則等について研修を行うものとする。	－	○徳 清 会 ・条文には問題なし ・基本条例や規則について、必要性の認識に差がある ・条例を理解し遵守したい ○新政みらい ・議員の責務について述べている条文について問題ない。 ○笠 栄 会 ・議員の責務を述べている条文であり、特に問題ない。 ・今後も条例、規則等について研修を行っていく ○讃 志 会 ・議員の責務を述べている条文であり、特に問題ない。 ・今後も条例、規則等について研修を行っていく ○立 真 会 ・問題なし ○日本共産党 ・条文上は問題ないが、今後も取り組んでいくもの ○改 革 21 ・自治法上は、議会として権能を与えられている点を見ると、会派でとりまとめ、委員会等へ持っていくことも必要である。 ○公 明 党 ・議員の責務を述べている条文であり、特に問題ない。 ・今後も条例、規則等について研修を行っていく	B	A	B	B	B	B	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(見直し手続) 第32条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、2年ごとに、この条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。	—	○徳 清 会 ・条例には大きな問題はない ・進捗状況等の検証のしくみを考え、着実に実行したい ○新政みらい ・見直し手続きについて述べている条文について問題ない。 ・議会基本条例に基づく取組み内容について、結果を求めるために、個別目標のPDCAサイクルが機能するような仕組みがないので検討課題である。 ○笠 栄 会 ・条文については、特に問題ない。2年ごとの検証を引き続き行くと同時に、今後目的達成のための進捗状況等の検証の仕組みを検討する必要がある。 ・計画推進進捗状況報告書等の検討 ○讃 志 会 ・条文については、特に問題ない。 ・2年ごとの検証を引き続き行くと同時に、今後目的達成のための進捗状況等の検証の仕組みを検討する必要がある。 ・計画推進進捗状況報告書等の検討 ○立 真 会 ・評価後にどうすべきか検討が必要である ○日本共産党 ・条文上としての問題はない。 ○改 革 21 ・今期は、前期での評価に対して、特別委員会を設置し、4年間をかけて行ったために、2年ごとの措置を区切る必要はなかった。 ○公 明 党 ・条文については、特に問題ない。 ・2年ごとの検証を引き続き行くと同時に、今後目的達成のための進捗状況等の検証の仕組みを検討する必要がある。 ・計画推進進捗状況報告書等の検討	B	B	B	C	B	A	A	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
(具体化の推進) 第33条 議会は、この条例の目的及び理念を具体化するため、議会改革に取り組み、推進しなければならない。 2 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。	—	○徳 清 会 ・条文には問題なし ・問題となってきた部分について改正できたものがあり前進はしているが、自由討議や政策討論会、議会報告会のあり方など課題が多く、推進しなければいけない ○新政みらい ・具体化の推進について述べている条文について問題ない。 ・議会基本条例に基づく取組み内容について、結果を求めるために、個別目標のPDCAサイクルが機能するような仕組みが構築されていない。仕組みの構築並びに、進捗状況等の情報公開および第三者(議会モニター制度、議会改革度をチェックする付属機関等)によるチェック制度を検討するなどして、計画の具体化等推進を図らねばならない。 ○笠 栄 会 ・条文については、特に問題ない。 ・今後は、議会改革の推進のため、第2項の規定となる具体的な取り組み計画を定めていく。 ・議会改革推進計画書等による推進検討 ○讃 志 会 ・条文については、特に問題ない。今後は、議会改革の推進のため、第2項の規定となる具体的な取り組み計画を定めていく。 ・議会改革推進計画書等による推進検討 ○立 真 会 ・基本条例を否定するものではないが、市民に開かれた議会の前に、議会自体が問題があるのではないかと思える部分を感じる。 ○日本共産党 ・今後の課題となる。 ○改 革 21 ・前期の評価を受けて、特別委員会を設置して取り組んだが、すべての課題がこなしきれなかった。特に、政策討論会については、前進が見られなかった。また、委員会放送は決定だけにとどまった。 ○公 明 党 ・条文については、特に問題ない。 ・今後は、議会改革の推進のため、第3項の規定となる具体的な取り組み計画を定めていく。 ・議会改革推進計画書等による推進検討	C	C	B	C	B	C	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
条文	8項目取組状況	評価内容(特別委員会委員＜会派＞)	徳清会	新政みらい	笠栄会	讃志会	立真会	日本共産党	改革21	公明党
附 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第20条第2項の規定は、平成24年5月1日から施行し、同日以後の期間に対応する政務活動費について適用する。	—	○徳 清 会 ・問題なし ○新政みらい 附則について問題なし。 ○笠 栄 会 ・条例施行及び適用は完了。 ・今後も市民への透明性の確保を図っていく必要がある。 ○讃 志 会 ・条例施行及び適用は完了。今後も市民への透明性の確保を図っていく必要がある。 ○立 真 会 ・問題なし ○日本共産党 ・特に問題なし ○改 革 21 ・附則について問題なし ○公 明 党 ・条例施行及び適用は完了。 ・今後も市民への透明性の確保を図っていく必要がある。	A	A	B	A	A	A	A	B